

## 南区区制 50 周年記念ロゴマークの使用について

南区は、2022 年 4 月 1 日に区制 50 周年という大きな節目の年を迎えます。この節目を迎えるに当たり、南区区制 50 周年記念ロゴマークを決定しました。ロゴマークの使用方法については、以下の取扱いといたします。

### 1 南区区制 50 周年記念ロゴマーク



■ C0 M0 Y0 K90  
R25 G25 B25

■ C50 M15 Y15 K0  
R128 G217 B217

■ C10 M60 Y45 K0  
R230 G102 B140

■ C40 M20 Y50 K0  
R153 G204 B128

■ C50 M5 Y50 K0  
R128 G242 B128

■ C0 M0 Y0 K5  
R242 G242 B242

### 2 使用目的

- (1) その活動を区制 50 周年記念として実施するとき
- (2) 区制 50 周年記念事業を PR するために使用するとき

### 3 使用料金

無料

### 4 使用申請

#### (1) 申請方法

【提出物】南区区制 50 周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式 1）

【提出先】〒005-4705 札幌市南区真駒内幸町 2 丁目 2-1

南区総務企画課庶務係 ロゴマーク申請受付担当 宛て

※郵送、持参、電子メール（[minami.shomu@city.sapporo.jp](mailto:minami.shomu@city.sapporo.jp)）

【提出期限】ご使用の 2 週間前まで

(2) 次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、申請が不要です。

ア 報道機関が報道のために使用する時

イ 個人が営利目的以外で使用する時（個人名刺への貼付、SNSでの発信など）

ウ その他、南区が適当と認めるとき

(3) ロゴマークのデータは、南区公式ホームページからダウンロードしてください。

## 5 使用の承認

(1) 区は使用を認める場合、申請者に対し、「南区区制 50 周年記念ロゴマーク使用承認書」（様式 2）を交付いたします。

(2) 次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、使用を承認しません。

ア 南区や区制 50 周年記念事業の信用又は品位を害すると認めるとき

イ 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき

ウ 特定の政治活動、宗教活動や個人の売名行為に関するものと認められるとき

エ 消費者の利害を害すると認められるとき

オ その他南区が使用を不適當と認めるとき

(3) 南区は使用を承認するにあたり、使用者に対して必要な条件を付すことがあります。

(4) 申請の有無に関わらず、ロゴマーク等を使用した場合は、市南区が実施するロゴマーク等の使用状況の調査等に応じることを承諾したものとみなします。

## 6 使用期間

区が承認した期間～令和 5 年 3 月 31 日まで

## 7 使用上の注意事項

- (1) ロゴマークの縦横比を変更しないこと
- (2) ロゴマークの使用色を変更しないこと
- (3) 円環上の各パーツを取り外さないこと

## 8 不適正な使用に対する措置

使用を承認した場合においても、虚偽の申請、承認の条件に反していることを確認した場合は、南区はその是正を命じるか、又は承認の取消しを行います。

## 9 その他

- (1) ロゴマークの管理者は、南区とします。
- (2) ロゴマークに関する一切の権利及び権限は管理者に属し、使用者が自己のものとして商標及び意匠として登録することはできません。
- (3) 使用者が、ロゴマークの使用に関して自己や第三者に損害を与えた場合、管理者は一切責任を負わないものとします。